

平成28年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年9月15日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第111号 あらかわ病児保育センターに関する事務の委託について  
議第112号 村上市病児保育施設設置条例制定について  
議第113号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について  
議第114号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第115号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第131号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議第132号 平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議第139号 平成27年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第140号 平成27年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第141号 平成27年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

4 出席委員(9名)

1番	板垣一徳君	2番	板垣千代子君
3番	小林重平君	4番	山田勉君
5番	竹内喜代嗣君	6番	長谷川孝君
7番	小杉和也君	8番	渡辺昌君
9番	尾形修平君		

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	鈴木好彦君
稲葉久美子君	川村敏晴君	

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副市長	忠聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君(課長補佐)

同課保険税係長	瀬賀由香君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
同課生活環境室長	長谷部俊一君(課長補佐)
同課新エネルギー推進室長	田中章穂君(課長補佐)
保健医療課長	菅原順子君
同課国保室長	信田和子君(課長補佐)
同課国保室副参事	佐藤克也君
同課国保室係長	東敏之君
同課健康支援室長	佐藤るり子君(課長補佐)
同課健康支援室係長	中村みゆき君
同課健康支援室係長	川崎健一君
介護高齢課長	富樫孝平君
同課高齢福祉係長	志田淳一君(課長補佐)
同課介護保険室長	大滝慈光君(課長補佐)
同課介護保険室係長	小池道香君
同課介護保険室係長	近藤知子君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君(係長)
福祉課長	加藤良成君
同課参事	松田明君
同課福祉政策室係長	中山晴剛君
同課子育て支援室長	平山祐子君(課長補佐)
同課子育て支援室係長	三須香代君
同課子育て支援室係長	伊藤良子君
山北支所地域振興課地域福祉室係長	渡辺千春君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
書 記	百 武 美 奈

(午前 9時56分) 資料配付について

(午前 9時57分)

委員長(尾形修平君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

委員長（尾形修平君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時00分）

---

委員長（尾形修平君） 委員会の再開を宣する。

（午前10時30分）

---

**日程第1** 議第111号 あらかわ病児保育センターに関する事務の委託についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉 課長 おはようございます。議第111号は、あらかわ病児保育センターに関する事務の委託についてである。本案は、県立坂町病院の敷地内の一部を県から借用し、平成29年度から実施する病児保育事業について関川村との連携を図りながら実施することで、協議を進めてまいった。県立坂町病院の所在地が村上市であり、利用者の大半が村上市の児童となる見込みであることから、事業主体を村上市とし、関川村からの委託を受けて実施することで協議が調ったので、地方自治法252条の14第1項の規定により、あらかわ病児保育に関する事務の管理及び執行を関川村から受託することについて提案するものである。なお、負担割合については平成29年度の平等割が5%、平成30年度以降の平等割が6%であり、残りの95%及び94%については年度末の利用実績に応じて案分することとしている。以上である。

（質疑）

小杉 和也 いただいた資料の中で5月から関川村との事務の委託に係る協議をされてきたということだね。なのだが、その前段でまず坂町のところにつくりたいというようなことをある程度県にもうちの市長も申し入れたりしてきていたと思うのだけれども、そのときの関川村さんの対応とかというのはどんなになっていたか。できれば、時系列でわかれば一番ありがたいのだが。

福祉 課長 大変申しわけない。私が来る以前のものについては、ちょっと承知していないので、いついつどういうふうな形でこうしたかというのは、確かにわからない。今言ったように私が来てから5月、それから7月というような形でそれぞれ協議を進めてきたし、先般も9月だったか、ちょっと行って協議を進めている。

小杉 和也 全部が新しく来たわけではないので、知っている方答弁してください。

福祉 課長 大変申しわけない。私以下全部新しくなったので、申しわけない。

小杉 和也 こうやって議案として出してくるときに、そういうところまでやっぱりしっかりと調べておかないとならないのではないかと。できればすぐわかるのであれば、聞いてきてほしいのだけれども。

福祉 課長 大変申しわけないが、時系列で後で資料を出させてもらってもよろしいか。

- 小杉 和也 本当はよろしくないが、こういう条例出してくるときにしっかりとしてほしいと思うのです。でも、後で下さい、そしたら。
- 小林 重平 知らないと言うけれども、引き継ぎなかったのか、前の課長さんとか担当者から。だからかわるときは引き継ぎあるわけでしょう。これ大事なこれ前の課長のときからの案件だよ。それ何も聞いていないということは、そんなことあり得ないでしょう。
- 福祉 課長 先ほど時系列で教えてくださいと、こういう話だったので、その辺のところちょっと時系列どういうふうになっているかと私も確認していないので、その辺ちょっとわからなかった面もある。ただし、今言ったように今年度、今まで坂町病院さんとか、そういったところの中でいろいろと協議を進めてきたし、関川村さんともそういった中でも話し合いを今年度からやらねばねというようなことで、そうった引き継ぎ、総体的というのか、大変申しわけないのだけれども、そういったあれでは引き継いでいるので、大変申しわけない。そういうことです。
- 小林 重平 市長が一生懸命にやりなさいと言っているわけでしょう。ひとりひとりの幸せのためにということで、職員の皆さんが引き継ぎも何も聞いていないとか、時系列とかそんなことでは職務怠慢だよ、はっきり言ってあなた、そうでしょう。前のことなんて知らないなんて、そんなばかな話あるか。終わったことなので言わないが、今後はそんなことのないようにひとつきちんとやってください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

- 稲葉久美子 概要についてお聞きしたいのだけれども、よろしいか。対象者の中で生後6カ月から小学校3年生までとなっているけれども、その年齢でいいのかどうか。

(何事か呼ぶ者あり)

- 稲葉久美子 取り消す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第112号 村上市病児保育施設設置条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

- 福祉 課長 議第112号は、村上市病児保育施設設置条例制定についてである。本案は、県立坂町病院の敷地の一部を県から借用し、今年度建設に着工する病児保育施設について、平成29年7月に供用を開始することから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理運営について必要な事項を定めた条例を新たに制定するもので、

平成 29 年 7 月 1 日から施行するものである。それでは、きょう配付した病児保育施設の概要をちょっとごらんになっていただきたいと思う。施設の概要であるが、敷地面積が 662.4 平方メートルで、そのほか道路の共有部分が 45.81 平方メートルある。また、木造平家建てで面積が 112.6 平方メートルである。施設利用については、生後 6 カ月から小学校 3 年生までが対象で定員は 1 日 4 人である。開設時間については、月曜から金曜日までの午前 8 時から午後の 6 時までとなっている。使用料については、1 日 1,000 円である。これについては、実施している市、町のほとんどが 1 日の利用で 2,000 円としているが、子育てと就労の両立を支援するための施策として、また広く利用してもらうため、1 日 1,000 円とした。続いて職員の体制であるが、保育士 1 名、看護師 1 名、事務職 1 名である。保育士、看護師、それぞれ利用者の対応に専念してもらうため、窓口対応、施設の維持管理などを行うため、事務員の配置を考えている。また、施設の内容については隔離室 2、安静室 2、プレイルーム、多目的トイレ、事務室などである。次に、裏面を見ていただきたいと思う。交付金の活用については、施設整備面では子ども・子育て支援整備交付金を活用し、基準額が 3,390 万円で国、県の補助金が 3 分の 1 ずつである。運営面では、子ども・子育て支援交付金を活用し、国、県の補助が 3 分の 1 ずつである。続いて運営の方法は、指定管理による運営である。続いてスケジュールについては、資料の 1 をごらんになっていただきたいと思う。ナンバー 1、病児保育施設の整備関係では 11 月に建築工事を着工する。また、ナンバー 2 の指定管理者制度導入では、11 月に指定管理者の募集、申請受け付けを行い、その後指定管理者の選定、3 月には議案の提出の予定である。ナンバー 3 の事務の委託では、関川村との協議が調ったので、今定例会議案を提出し、議決がいただければ知事への届け出を行う。ナンバー 4 の医療関係等であるが、現在坂町病院との協力体制について協議を行っているところであるし、今後医師会への協力依頼を行っている。平成 29 年 7 月に病児保育施設の開始の予定である。以上である。

(質 疑)

小杉 和也 この条例とかがあるところをちょっと調べてみた。四日市市とか見附市とか湯沢町とか魚沼市とか、いろいろあるのだけれども、参考にした市なんていうのあるか、この条例をつくり込むときに。

福祉課子育て支援室長 今ほどのお尋ねだけれども、委員おっしゃるように四日市市、あと県内で条例を出しているところは少なかったかと思うが、見附市、その辺を参考にさせてもらった。

小杉 和也 ほかのところいろいろ見ると、さつき稲葉さんがちらっと言われたのだけれども、小学校 6 年生というのが割に多かったのです。それを小学校 3 年生にしたという、条例制定にしてきたという理由は何か。

福祉課子育て支援室長 県内で実施している市町村に確認をした。確かに6年生までやっているという市町村あるけれども、実態を聞いてみると小学校3年生までの利用が大半であるということで、4年生以下6年生までの利用はほぼないというような状況であった。このことを受けて当市では、3年生までというふうにして利用のニーズの多い、そういった方に多く使ってもらおうかということで年齢制限をさせてもらっている。

小杉 和也 さっき課長の説明で広く利用してもらうために利用料を1,000円にしたと、ほかのところ見ると2,000円が多いよね。なぜ1,000円なのかという数字的根拠は何か。

福祉 課長 先ほど言ったように、子育て支援ということをまずメインに考えた。それで、ほかのところは2,000円というようなことで、それから比較して市としてはやはり子育て支援というようなことを考えて2,000円の半分というのか、そういう私の不足なところがあれば子育て支援室長から説明させていただく。

福祉課子育て支援室長 こちらも他市町村の実施状況を見て、中には1日利用で2,000円、半日利用で2,000円というところがある。その中で非課税世帯については半額にするよというような自治体も多く見られる。その中で最初から非課税云々ということではなくて、安価な金額で広く1,000円ということにさせてもらった上で利用してもらおうかなというふうに考えた。

小杉 和也 安くであれば、600円とか800円という数字でもいいのではないかと、例えばの話だよ。だから、ただ単純に半分の1,000円でいいだろうというような条例の作り込み方はどうかなという疑問があるので、その辺の議論があったのかどうなのかという部分をお伺いする。

福祉課子育て支援室長 言葉足らずで済みません。先ほど他市町村では2,000円、1日利用で2,000円、半日利用で2,000円という形、大半が2,000円にしているよという中でそれを非課税世帯については半額ということで1,000円に設けているところが大半だった。なので、村上市としては最初から1,000円というふうに基準を設けて行いたいなというふうに判断をした。

小杉 和也 では、他町村の非課税世帯の数字に合わせたというような理解でよろしいか。

福祉課子育て支援室長 そのとおりでいいと思う。

小杉 和也 1,000円利用料にしたことによってという部分と、あと指定管理料との兼ね合いなんかはその辺のところはどんなふうに考えてこれを提案されてきたのか。

福祉 課長 確かに1,000円ということであると、その1,000円という収入を一旦指定管理者に納めてもらって、その後市にまた納めてもらうというようなことで、指定管理にかかった分をそのままそっくりこっちのほうの指定管理料として支払いをするというようなことで、委託型というのか、そういった指定管理というふうなことで考えている。

小杉 和也 だから、それが指定管理料との兼ね合いできちんとこれが運営できていくというような理解、例えば指定管理もどんどん手を挙げてくれて、その中で本当にやる気のあ

るところに受けてほしいなと思う、それだけのことをやるよと。そういうところまでまず考えてきちんとつくり込んできた条例かというのをちょっと確認で聞きたい。

福祉 課長 その辺も我々シミュレーションして、こういった場合はこんな感じで市の持ち出しがこのくらいになるよとか、いろいろ計算上はシミュレーションをした。そういった中で国、県の補助金も今のところ想定されているので、確かに病児保育の関係というのは経営が努力すれば黒字になるとか、そういった性質のものではないので、そういったことから考えて我々いろんな先ほど言ったように、そういったシミュレーションをしたけれども、そういったいわゆる子育て支援ということをメインに考えてしていた。

竹内喜代嗣 利用のイメージなのだけれども、入院されていた子供さんが医療機関から退院してもいいよと、しばらくは自宅療養でなんていう場合に使われるのではないかなとは思いますが、一般的にはインフルエンザの場合は自宅待機5日間とか、保菌がある間は保育園に来てはだめだとか、学校に来てはだめだとかいうのがあったかと思うが、利用のイメージについて簡潔にちょっと教えてもらえないか。

福祉 課長 まず、年度初めに利用したいと思う人は登録をしてもらおう。実際に病気にかかっていたと、この施設を利用したいということであれば、かかりつけお医者さんに行って連絡表を書いてもらって、その連絡表を書いてもらおうと利用表というか、それを病児の施設のほうに一緒に出してもらおうというような形になる。その中で今言ったようにいろいろと病気の種類とか、連絡表とか利用の表に書く欄があるので、そういったのをかかりつけのお医者さん、あるいは利用する児童、そういったのを書いてもらおうというふうになる。

竹内喜代嗣 年度初めしかだめではなくて、年度途中でもいつでも申請できるわけなのでしょう。今はもう学校休んでいるのだけれども、保育園休んでいるのだけれども、どうしようか、職場休むのも大変だみたいな話があるかと思ううのだが。

福祉 課長 済みません、私の言葉が足りなくて。利用しようといつでもいいので、初めにまず利用の登録をしてもらおうということである。

副 市 長 済みません、発言をさせていただきたい。初めての席で緊張もしているし、どういうタイミングでお話したらいいかちょっとわからなかったものだから、先ほど議第111号もそうだし、今回の112号もそうなのだが、私自身もつい先だって就任したばかりで今までのいきさつ等が十分に把握できていない。しかも、引き継ぎの項目にもたしかあったかと思うが、細かいいきさつ等についてはお恥ずかしながら私も承知をしていない。ただしかし、職員においてやはり重要な事項はしっかりと引き継ぐべきものであったというふうに私も思う。したがって、先ほど小杉委員からもご指摘あったけれども、どうだったのかということについては明確にご報告させていただきたいと思うし、この112号についても設置目的であるように保護者の子育てと就労の両立の支援をするということで、本市が抱えている人口減少に対してもやはり

子育て環境しやすい、そういった大きな目的の一助になればということでの提案であるので、ご理解をいただくようによろしくお願ひしたいと思う。以上である。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

稲葉久美子 済みません、さっきもちよつと言いかけたけれども、事業概要の対象者の中で生後6カ月から3年生までとあるが、その年齢で果たしていいのかどうかということについても私もちよつと不思議に思う。受けた人というのは、保育園に行っているないしは学校に行っている人というような形で、しかも保育園に行くと10時ごろになると検温する。そのときに朝は熱なかったのだけれども、そのころになってぐつと上がってきたということで、すぐ保育園から親のほうへ迎えに来てくれという電話が入るとというのが結構ある。だから、親にしてみると、特に私の今までの経験からいって学校の先生とか、それから民間で意外と流れ作業に携わっているとかがという方は、今この子供熱出して、そしてお医者さんに診てもらって風邪だろうということ薬もらって、その足でまだ預けたいというような形になってしまうのだ。だから、それで対応できるかどうかということになると、保育園は4カ月くらいからではないか。そういうこともあるし、それから学校も3年生でいいのかどうかについては学童も6年生までとなっている時代で、それでいいのかなということがちよつと気になる。それからもう一つは、時間の問題・・・。

尾形委員長 一問一答で願ひする。

福祉課子育て支援室長 対象年齢については、先ほど申し上げたとおりになっている。生後6カ月からということで、それ以下については余りにも小さ過ぎると、しかも病児を扱うのに単発で小さい子を預かれるのかというような懸念もあるので、生後6カ月から、小学校3年生までという話については先ほどの繰り返しになるけれども、利用の大半が小学校3年生ぐらゐまで、高学年になると利用はないということだったので、年齢のほうをそのようにさせてもらっている。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形委員長 質問は簡潔に願ひする。

稲葉久美子 引き続き、その時間でいいのかどうかについて聞きたいと思う。長時間保育であれば、ちよつと時間私忘れてしまったけれども、7時台だと思うのだけれども、帰りも6時台になると思うのだけれども、そこら辺ちよつと短いなと思ったのだけれども、どうか。

福祉 課長 保育園の時間については、7時半から6時半までというふうになっている。それで、病児の時間の設定については我々視察に行ったところもあるし、それで聞いてきたところもあるし、あるいは電話等で聞いたところもあるのだが、大体8時から午後の6時までというようなことで、利用者から延長してくれとか、あるいは早目にお



願いたいと、そういった声がないというようなことを聞いているので、この時間帯で設定させていただいた。

川村 敏晴 課長、部署も違っていたので、あらかじめ保育園を設立時、指定管理になることについて私と前大滝市長が指定管理の要件について大分やり合った記憶はあるのだが、今回も利益的な運営ではなくて、あくまでも福祉、子育て支援のための病児保育園だということは理解しているのだが、直接市の職員が当たるのだろうかというふうに想定していたのだが、ここで指定管理というふうなことが出てきたのでお聞きするが、この指定管理の運営団体の条件、社会福祉法人でなければならないとか、医療法人でなければならないとか、運営団体の条件というのはお考えだと思うのだが、その辺はどのように考えているか。

福祉 課長 運営団体の条件については、今のところ設けてはいない。

川村 敏晴 いいの、それで。

福祉 課長 仕様書に今大変申しわけないが、指定管理を出す仕様書にいろいろと細かいというのか、いろんな条件とかをつけているので、そういった中である程度絞られてくるのかなというふうに私たちは考えている。今言ったように、だからだめだよとか、これだからいいよというような法人等の条件はつけていない。

川村 敏晴 それは、指定管理の仕様書をまた確認させてもらって、その時点で質問させてもらうが、あらかじめ保育園設立時、我々当時の会派で県内でも先進的な南魚沼の公設民営の施設、視察させてもらってきた経験があるが、あくまでも今回の施設も関川村も相乗りということにはなるのだろうかけれども、行政経費で施設を建てて、そこに公務員職員ではなくて、あくまでも公募によるのでしょうか、これ指定管理なので。民間の職員を3人常駐させるということになるのかと思うが、これに対して市民に対しては公設民営の指定管理の制度で運営するのだというふうなことをしっかりと表明しながら運営されるということになるのだと思うのだが、いかがか。

福祉 課長 そのようにPRとか、そういったのをしていきたいと思う。やはりなぜ公設にするかという、看護師さんとか保育士さんとか、そういった専門的な知識やノウハウを持っている方々もここで使う、やっていただくというふうなことがあるので、やはりその辺我々が市の直営というのか、そういったよりもそちらのいわゆる専門的な知識あったり、あるいはそういったノウハウというのか運営管理とかそういったので、より幅広いニーズというのか、そういうのに応えていくことができるのかなというようなことで考えていた。やはりそういった公設として管理する場合には、PRとかそういったのをしていきたいと思う。

小杉 武仁 料金のほうの話なのだけれども、今ほど半額のほうにはできないという室長のお話あったが、現状のお父さん、お母さん、そばにいてやりたいのだけれども、やれないというのが現状だと思うのだけれども、例えば午前中に病院に連れていくと、お昼から利用すると、それでも一律1日1,000円だという内容なのだが、例えばその利用

者を検証して今後条例を改正していくようなのも視野に入れての話し合いというのはあったのか。

福祉 課長 今後ご承知のように村上総合病院内とか、そういったのがこれからできてくるので、やはりそういったまた再度設定する場合があるので、その辺のところにはやはり今までのこれらあらかじめ行ったものについて、やはり見直しとか、そういったのが必要になってくるのかな、考えていかねばないかなというふうには議論はしていた。

小杉 武仁 あと、概要のほうの定員なのだけれども、1日4人とするとなっているが、将来的には最大6人までと書かれているが、将来的にというのはいつなのか。具体的にどれほどの利用者があつたら何人にしていくというような数字があるのであれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思う。

福祉 課長 具体的にいついつからというようなことは、我々考えていなかったのだけれども、やはりこの施設が初めてであるし、他の市町で実施している例、いろんなことの情報を知ったりしているので、そういったことを踏まえていついつとは言わないので、多分季節によって波があるかもしれないよねというような話も聞いているので、そういった中で実施してみて、それらを今後見直しとか検討とか、そういったのを加えていかねばないとは思っている。

尾形委員長 2問まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第112号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第113号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 議第113号は、村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、平成29年4月から村上地区にある上海府保育園を瀬波保育園に、朝日地区にある塩野町保育園を猿沢保育園に、また三面保育園を館腰保育園に統合することに伴う改正である。昨年10月から各地区で保護者説明会及び住民説明会を行うとともに、朝日地区ではアンケート調査を実施し、統合の是非について話し合いを進めてきた。各地区の住民の理解が得られたことから改正を行うものである。条例の新旧対照表の6P、7Pをごらんになっていただきたいと思う。別表で上海府保育園、三面保育園、塩野町保育園を削るものであり、平成29年4月1日から施行するものである。以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 113 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 4** 議第 114 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 議第 114 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、瀬波デイサービスセンターからデイサービスセンター「ゆり花荘」までの 7 施設について、これまで適正に管理運営されており、引き続いて指定管理することが適当と考え、公募によらず限定してしようとするものである。指定管理者となる団体は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会会長、佐藤芳男氏を指定しようとするものである。指定期間は、5 年で指定管理料はない。詳細については、指定管理者の指定に係る資料、8 P を参照いただきたいと思います。よろしく願います。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 114 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 5** 議第 115 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 議第 115 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、高齢者生活福祉センターふれあい羽衣について、これまで適正に管理運営されており、引き続いて指定管理することが適当と考え、公募によらず限定してしようとするものである。指定管理者となる団体は、社会福祉法人村上岩船福祉会理事長、齋藤勉氏を指定しようとするものである。指定期間は 5 年間で、指定管理料は 5 年間で 6,566 万

4,000 円である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料、7 Pを参照いただきたいと思う。よろしく願います。

(質 疑)

渡辺 昌 施設の基本的なことを教えていただきたいのだけれども、利用者数というか部屋数というのはどういうあれか。

介護高齢課長 部屋は 12 部屋ある。それで、1 人部屋が9、夫婦部屋が3つということで、定員とすれば 15 人である。

渡辺 昌 基本的に自分で生活、自立というか自分で自分のことできる方が入っている施設だよね。例えば認知症であったり自分のことができなくなった場合には、その後はどういふふうな対応をとられるのか。

介護高齢課長 施設に入ってその後認知症にということによろしいか。隣の施設もあるし、デーサービスセンター、あるいは特養もある。それで、介護サービスを受けることも可能なのだが、そこで管理している職員もいるので、その辺は今現在生活支援員さんのほうで管理されているというような状況である。

渡辺 昌 入所希望者というか、施設として、こういう施設は足りているということでもいいのか。

介護高齢課長 今現在入所判定委員会があつて実際待機されている方というのは、はまなすホームさんのほうに入っていて、そこから出なければならぬという方についてのみというか、ほとんどそういう方の申し込みということで、今現在足りているというふうに思っている。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 115 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

日程第 6 議第 116 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 議第 116 号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、山北やまゆり、山北はまゆり学童保育所に係る指定管理者の指定についてお願いするものである。指定管理者の指定に関する資料の 8 P、9 Pをごらんになっていただきたいと思う。公の施設の名称は、山北やまゆり学童保育所、山北はまゆり学童保育所である。指定管理者となる団体は、村上市府屋 313 番地 1、特定非営利活動法人おたす

けさんぼく理事長、加藤英人である。指定の期間については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間である。公募によらない理由としては、平成 23 年度から指定管理者制度による限定指定を受け、保護者や学校との連携のもと、円滑に管理運営を行っており、地域住民との交流や自然、文化体験を取り入れた自主事業を行うなど、業務が高く評価できることのため、限定指定の継続をお願いするものである。また、指定管理者となる団体の概要については、住民参加による福祉サービスの提供に関する事業を行い、安心して生き生きと暮らせる地域づくりに寄与することを目的として平成 17 年 7 月に設立され、子供からお年寄りまで幅広く年代の市民に目を向け、目標達成のため活動を展開している。学童保育においては、児童の安全保育と健全育成を第一としている。施設の管理及び運営の提案趣旨、選定委員会の答申、意見についてはお示ししたとおりなので、あわせて参照願いたい。以上、よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 116 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 7** 議第 131 号 平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第 131 号 平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算である。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,960 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 78 億 6,660 万円をお願いするものである。7 P をお願いする。歳入については、4 款 2 項 3 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 285 万 1,000 円を計上した。これは、平成 30 年度に予定されている国保制度の改定に伴うシステム改修に係る補助金である。国から 10 分の 10 の補助になっている。12 款 1 項 1 目療養給付費等交付金繰越金 328 万 9,000 円を計上した。これは、繰越金のうち療養給付費等交付金返還金に係る繰越金を計上した。2 目、その他繰越金 2,346 万円、これは前年度の繰越金を計上した。9 P をごらんください。歳出となる。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 52 万 1,000 円、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金 17 万 6,000 円、6 款 1 項 1 目介護納付金 79 万 3,000 円、これはそれぞれ平成 28 年度納付額が確定したことから不足額を補正した。11 款

1 項 3 目償還金、国庫支出金等精算返還金 2,527 万 1,000 円、これは平成 27 年度保険給付費等の実績による国、県負担金等の精算返還金となる。2 項 1 目、一般会計繰出金 285 万 1,000 円。これは、国保制度改革に伴うシステム改修を一般会計の予算から実施するために国保特別会計から繰り出すものである。以上である。

(質 疑)

竹内喜代嗣 それでは、国庫補助金についてお伺いする。一般質問でも取り上げて質問申し上げたが、国から低所得者対策ということで 9,000 万円の国庫補助金が入るわけだけでも、9,000 万円についてはどの時期に実際入ってくるものなのか。たしか年末ではなかったかなと思うのだが、いかがか。

保健医療課長 年度末になっている。

竹内喜代嗣 それから、一般質問のとき多額の薬剤費の係るものが保険適用になって、会計が心配だというお話しされていたが、私も認識不足ではあったが、現在の使用状況を聞きたいのだけでも、新薬が承認されてメラノーマと、それから肺がんに適用になって点滴 1 本打つだけで 120 万だったか、劇的に効く、ほとんど全快、治ってしまうという例もあるということだったのだが、今のところそんな人出ているか。

保健医療課長 今のところ肺がんの治療薬に関しては把握していないが、全部治るというのではなくて治癒率は 2 割というふうに聞いている。

竹内喜代嗣 薬の名前忘れたけれども、メラノーマの一昨年・・・

尾形委員長 竹内委員、特にこの議案に関係ないと思われるので。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 131 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 8** 議第 132 号 平成 28 年度村上市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 富樫孝平君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第 132 号 平成 28 年度村上市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明する。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,200 万円を追加し、予算の規模を 76 億 7,000 万円にしようとするものである。7 P、8 P お願いする。歳入であるけれども、第 5 款支払基金交付金 145 万 3,000 円、第 1 目介護給付費交付金 141 万 3,000 円だが、前年度の介護保険給付費の確定による精算交付金であ

る。第2目地域支援事業支援交付金4万円であるが、同じく前年度の地域支援事業の確定による精算交付金である。次に、第8款繰入金4万1,000円だが、ときネット導入に係る事務費繰入金である。第9款繰越金1億9,050万6,000円だが、前年度繰越金である。次に、歳出のほう9P、10Pお願いする。第3款地域支援事業費、第1項第1目介護予防・生活支援サービス事業費で補正予算額はゼロ円であるが、今年度新しい総合事業に取り組んで訪問サービス事業、通所サービス事業として予算措置しているが、高額分について分けたほうが把握しやすいということから、訪問、通所とも各5万円を減額し、科目更正し、高額元気応援サービス費として10万円を計上した。次に、第3項第4目、在宅医療・介護連携推進事業費7万7,000円であるが、ときネット導入に当たり、当初パソコンを予算計上していたけれども、訪問時にアイパッドを持参したほうが有効であるということから、このたびアイパッド購入費7万4,000円とルーター購入費を当初は計上していなかったということで3,000円を計上させていただいた。次に、第4款基金積立金、第1項第1目介護保険給付等準備基金積立金3,141万6,000円だが、平成27年度の決算剰余金から国県一般会計精算後全額積み立てるものである。次に、第6款諸支出金1億6,054万3,000円、第1項第3目償還金1億5,036万3,000円だが、平成27年度の事業確定による返還金である。内訳として国庫支出金が8,561万8,000円、県支出金が6,474万5,000円である。第2項第1目他会計繰出金1,018万円だが、平成27年度事業確定による一般会計への繰出金である。説明は以上である。

(質 疑)

竹内喜代嗣 今年度から介護予防・生活支援サービス事業ということで全国に先駆けて村上は先に立っているのだけれども、私心配しているのは本来介護保険で組み込まれたやつが外されて、要支援が外されてサービス事業に変わったわけだね。その収支って交付税算入されるものなのか、ずっとそれ心配だったのだけれども、教えてください。

介護高齢課長 給付と地域支援事業に移行しても財源は全く変わらない、同じである。

竹内喜代嗣 国から介護保険の補助金が来るわけか。

介護高齢課長 そうです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第9** 議第139号 平成27年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 では、よろしくお願ひする。平成27年度村上市国民健康保険特別会計の決算は、歳入が81億6,974万394円である。歳出については80億4,799万13円となり、歳入差引額は1億2,175万381円となった。歳入については、前年度に比べて6億7,431万9,130円の増加となった。増加した主なものは、第9款共同事業交付金で8億9,368万4,231円、第11款繰入金7,296万7,872円、第13款諸収入4,216万235円である。9款の共同事業交付金のうち保険財政共同安定化事業交付金では、レセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象となっていたものが、平成27年度から1円以上の全てのレセプトとなり、交付金が拡大したものである。繰入金では、国の保険者支援制度の拡充により増額したものである。また、諸収入においては国保連合会積立資産精算返還金等によるものである。歳出だが、前年度に比べて7億5,546万710円の増加となった。増加した主なものは、第2款保険給付費1億1,554万6,325円、第7款共同事業拠出金8億3,518万650円、第8款保健事業費1,477万8,554円である。保険給付費では国全体の傾向だが、高額な薬剤の利用により調剤費が大きく伸びたものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

竹内喜代嗣 国民健康保険税の国民健康保険特別会計については、私は一貫して主張させていただいているように、今の状況から見れば国の支援金も増額していることから、当初保険税を引き上げたときの説明では、基金を取り崩していかなければ運営できないというふうに言われていたわけだが、基金を取り崩す必要もなく推移しているわけだから、私はこの決算では賛成はできない、引き下げをすべきであったということで、賛成できかねるということである。

以上で質疑を終結し、起立による採決を行った結果、議第139号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。



保健医療課長 先ほどの竹内委員の年度末に入るよというお答えをしたが、訂正なのだが、12月と3月の2回に分けて入る。済みませんでした。

---

**日程第10** 議第140号 平成27年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 菅原順子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 よろしくお願ひする。276Pになる。平成27年度村上市後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入6億758万9,523円、歳出が6億740万1,051円となり、歳入歳出差引額は18万8,472円となった。歳入は、前年度と比較すると全体で1,496万6,000円減少している。歳出に関しても全体で1,500万7,350円減少している。歳入では、後期高齢者医療保険料は3億9,793万8,200円、一般会計からの繰入金が2億676万851円となっている。被保険者数は増加しているが、低所得者の増加により保険料が減っている。また、医療費の見込額がふえたことにより繰入金もふえた。278Pの歳出だが、歳出としては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億9,288万8,177円、保健事業費が310万5,129円となっている。歳出が減になった主な理由は、総務費及び前年度の精算確定による後期高齢者医療広域連合納付金が減となったことによるものである。説明は以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第141号 平成27年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第141号 平成27年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。319Pをお開き願ひしたいと思う。実質収支に関する調書であるが、実質収支額は1億9,050万8,000円であった。次に、289P、290P。収入済額の合計であるが、75億9,991万5,137円である。次に、291P、2Pお願ひする。支出済額の合計であるが、74億940万7,563円、歳入歳出差引残額であるが1億9,050

万7,574円を翌年度へ繰り越した。歳入についてであるが、主なもので、まず第1款保険料であるけれども、収入済額13億7,822万2,842円、不納欠損額が228万3,900円、収入未済額が1,573万1,787円である。次に、第4款国庫支出金であるけれども、介護給付費負担金、介護保険調整交付金、地域支援事業交付金として収入済額が18億6,968万5,854円であった。次に、295P、6Pをお願いする。第5款支払基金交付金であるが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入済額19億3,080万3,858円であった。次に、第6款県支出金であるが、介護給付費負担金、地域支援事業交付金として収入済額が10億9,904万1,086円であった。297、298Pをお願いする。第8款繰入金であるけれども、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費等繰入金、低所得者保険料軽減繰入金として収入済額10億9,674万2,000円である。第6目の低所得者保険料軽減繰入金1,040万8,000円であるが、これについては平成27年度から始まった新規事業である。介護保険料の第1段階に該当する方に対し、基準額の0.05を繰り入れるものである。財源としては、国が2分の1、県、市町村が各4分の1ずつ負担するものである。対象者は、3,269人である。歳入は以上である。次に、歳出の主なものについてご説明する。305P、6Pお聞き願いたいと思う。第2款1項7目居宅介護福祉用具購入費であるが、672万9,275円、支給件数が310件であった。次に、8目の居宅介護住宅改修費1,812万5,545円であるが、支給件数が246件であった。次に、307P、8Pをお願いする。2款2項5目介護予防福祉用具購入費148万9,104円である。支給件数が86件であった。次に、6目の介護予防住宅改修費518万2,728円であるが、支給件数が65件である。次に、313P、4Pをお願いする。3款2項4目の任意事業費、備考欄の1、家族介護支援事業経費である。在宅寝たきり重度障害者等介護手当扶助1,007万7,000円であるが、受給者実人数が415人であった。次に、高齢者紙おむつ等購入費助成扶助1,890万494円であるが、実人員が987人、総支給枚数が7,554枚という結果であった。次に、315P、316Pをお願いする。備考欄の2、地域自立生活支援事業経費の配食サービス事業委託料1,051万1,892円であるが、利用者数は205人、延べ利用回数が1万1,520回である。説明は以上である。

(質 疑)

竹内喜代嗣

それでは、手短かに率直に。介護保険料の滞納状況やあるいは国民健康保険みたいに保険証が発行されない資格証なんてこともあるが、介護保険のほうではどのような状況になっているか。

税務 課長

滞納繰り越しへの関係であるが、介護保険料については実人数で申し上げると281人となっている。平成26年度が294人なので、若干減少している。

介護高齢課長

資格証の関係であるけれども、介護保険については資格証はないということであって、給付制限の部分があるということである。

竹内喜代嗣 実際給付制限になっているような人いるのか。

介護高齢課長 担当とかわる。

介護高齢課高齢福祉係長 給付制限に係っている人は、今現在はいない。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第 141 号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午前 11 時 47 分)